

「滋賀県保健医療計画中間見直し（原案）」に対する意見・情報の募集について

本県では、昭和63年（1988年）4月に「滋賀県地域保健医療計画」を策定し、以後、5年ごとに見直しを行いながら、医療資源の適正な配置を図り、健康増進から疾病の予防・診断・治療、リハビリテーションに至る総合的な保健医療供給体制の確立を目指し、各種の保健医療施策を推進してきたところです。

平成30年（2018）3月に今後の医療福祉提供体制のあり方を検討し、県民のニーズに的確に対応しつつ、保健・医療・福祉が一体となって生活を支える「医療福祉」の仕組みづくりと地域包括ケアシステムの深化を目指して、6年間を計画期間とする第7次滋賀県保健医療計画を策定していますが、計画期間中に社会情勢の変化や大幅な制度改正、医療福祉提供体制などの状況の変化があった場合、3年ごとに調査、分析および評価を行い、必要があれば見直しを行うこととなっていることから、国の医療計画策定指針等の改定や新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、中間見直しを行うこととしました。

このたび計画中間見直し（原案）を作成しましたので、その内容を公表し、広く県民のみなさんからのご意見・情報を募集します。

なお、お寄せいただいたご意見・情報は、整理した上で公表することとしております。個々のご意見・情報には直接回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。

1 公表する資料

「滋賀県保健医療計画中間見直し（原案）」の概要
「滋賀県保健医療計画中間見直し（原案）」

2 公表の方法

滋賀県ホームページに掲載のほか、医療政策課、県民活動生活課県民情報室および各合同庁舎行政情報コーナーに資料を備え付けます。

3 ご意見・情報の募集期間

令和4年 月 日（ ）～令和4年 月 日（ ）まで（必着）

4 ご意見・情報の提出方法および提出先

- (1) 郵送 〒520-8577（住所の記載は不要）滋賀県健康医療福祉部医療政策課
- (2) ファックス 077-528-4859
- (3) 電子メール ef00@pref.shiga.lg.jp

5 お問い合わせ先

滋賀県健康医療福祉部医療政策課 企画係
電話 077-528-3610（直通）

6 その他

- (1) ご意見・情報を提出いただく様式は特に定めていませんが、必ず住所、氏名、電話番号を明記してください。（ご意見・情報以外の内容は、公表しません。）
- (2) ご意見・情報は、日本語で提出してください。
- (3) 電話によるご意見・情報はお受けできませんので、ご了承ください。